

富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱

(令和4年4月1日告示第76号)

改正 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次富里市協働のまちづくり推進計画(改訂版)の実行計画に基づき、若者が地域課題の解決及び持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)の達成に向けて、自らがまちづくりに参加し、地域課題の解決方法を検討し、課題解決に至る事業を立案して実施する富里市若者プロジェクトチームを経験した若者が中心となって、富里市が持続可能で住み良いまちへつながる活動に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することに関し、富里市補助金等交付規則(平成19年規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 富里市若者プロジェクトチームの構成員であった者が、1人以上いる団体
- (2) 第4条に規定する事業を年1回以上実施している団体又は実施予定の団体
- (3) 定款、規約、会則その他の組織の運営に関する定めを有している団体又は有していることが見込まれる団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体
- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)がいる団体
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える

目的で、情を知って、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団員等が指定する者の対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事務に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係者を有している者がいる団体

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

(5) 営利を目的とする団体
(暴力団密接関係者)

第3条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自ら地域課題を見つけ、地域課題の解決及びSDGsの目標達成に向けて取り組む事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

(1) 法令等に違反する事業

(2) 特定の個人や団体のみが営利を受ける事業

(3) 営利及び売名等を目的とする事業

(4) 政治、宗教又は選挙活動に関する事業

(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業

(6) 本市の他の補助制度の適用を受けている事業又は受けようとしている事業

(補助対象経費、補助金額等)

第5条 補助対象経費、補助金額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富

里市若者プロジェクト支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を着手する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 前年度決算書
- (5) 定款等が記載されている書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、当該補助対象事業が4月に行われる場合又は市長が特別の事情があると認める場合は、補助事業等の着手後においても補助金の交付の申請を行うことができる。

3 前項の規定により申請する場合は、補助金の交付の申請は、当該補助事業の着手日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富里市若者プロジェクト支援補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止若しくは廃止をするときは、市長の承認を受けること（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）。
- (2) 補助対象事業の継続が困難となったときは、速やかにその理由及び執行状況を市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了後5年間保管すること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

（補助対象事業の変更等）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに富里市若者プロジェクト支援補助事

業変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、富里市若者プロジェクト支援補助事業変更・中止（廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）により、当該補助団体に通知するものとする。

（状況報告等）

第10条 市長は、必要があると求めるときは、補助団体から補助対象事業の遂行状況について報告を求め、必要な助言又は指導を行うことができる。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、富里市若者プロジェクト支援補助金実績報告書（別記第5号様式）に次ぎに掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 実施状況が分かる成果物等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、富里市若者プロジェクト支援補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により、補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、富里市若者プロジェクト支援補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第14条 補助団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、富里市若者プロジェクト支援補助金概算払交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 市長は、第13条又は前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を第5条に規定する経費以外の目的のために使用したとき。
- (3) 交付決定の際に付した条件に従わなかったとき。
- (4) その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、速やかに補助団体に富里市若者プロジェクト支援補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第12条の規定により補助団体にすべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。
- (2) 前条の規定により補助金の交付決定の全額又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費及び補助金額等

項目	内容	補助金額
報償費	講師等に対する謝礼金	補助対象経費の総額から事業収入を差し引いた額とし、1団体につき5万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
旅費	講師等に対する旅費、事業に従事する者の旅費（費用弁償を除く。）	
消耗品費	消耗品費購入	
燃料費	器材などに要するガソリン、暖房器具の燃料等	
食糧費	弁当、飲料代等	
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷製本費	
通信運搬費	切手、はがき代、郵便料金、送料等	
保険料	保険料（事業実施の各種保険料）	
手数料	振込手数料、保険所等の検査料等	
使用料及び賃借料	会場等の使用料、レンタル料等（敷金、礼金、保証金等を除く。）	
備品購入費	備品購入費（25,000円を限度とする。）	
市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認める経費	

備考 補助金の交付は、1団体につき1回限りとする。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

印

富里市若者プロジェクト支援補助金交付申請書

富里市若者プロジェクト支援補助金の交付を受けたいので、富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 補 助 年 度	年度				
2 補助対象事業の名称					
3 補助対象事業の目的					
4 補助対象事業の実施 予定期間	着手	年	月	日	
	完了	年	月	日	
5 補 助 対 象 経 費	円				
6 補助金の交付申請額	円				
7 概算払の交付請求の 有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、資金計画書を添付してください。				
	有の場合	概算払を受けたい時期及び金額			
		月	月	月	月
		円	円	円	円
		概算払を受けようとする理由			
8 添 付 書 類 (添付する書類の□欄をチェッ ク(☑)してください。)	<input type="checkbox"/> 団体概要書（別紙1） <input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙2） <input type="checkbox"/> 収支予算書（別紙3） <input type="checkbox"/> 前年度決算書 <input type="checkbox"/> その他（定款等）				

(別紙1)

団 体 概 要 書

団 体 名		
代 表 者 名		
代表者の住所		
代表者の連絡先	電 話	
	E-mail	
設立年月日 (予定年月日)		
活 動 拠 点		
年間活動回数		
活 動 内 容		
会 員 数 (予定数)		
役 職 名	氏 名	住 所
事業責任者		連絡先 ()
会計責任者		連絡先 ()
(備考) 名簿を添付してください。		

(別紙2)

事業計画書

事業の名称	
事業の目的 ※別紙添付可	
主な対象者	
事業実施期間	
事業実施場所	
事業の概要 ※別紙添付可	

(別紙3)

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

項目	金額	内容・積算
合 計		

支出の部

(単位：円)

項目	金額		補助充当内容・積算
	予算	うち補助 対象外経費	
合 計			

第2号様式（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

富里市長



富里市若者プロジェクト支援補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市若者プロジェクト支援補助金の交付について、次のとおり交付決定・却下したので、富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補助年度	年度				
2 補助対象事業の名称					
3 補助対象経費	円				
4 補助金の交付額	円				
5 概算払による交付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	有の場合	概算払を受けたい時期及び金額			
		月	月	月	月
		円	円	円	円
6 交付条件	(1) 補助対象事業の内容を変更又は補助対象事業を中止若しくは廃止をするときは、市長の承認を受けること（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）。 (2) 補助対象事業の継続が困難となったときは、速やかにその理由及び執行状況を市長に報告し、その指示を受けること。 (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了後5年間保管すること。 (4) その他市長が必要と認める条件				
7 却下の理由					

備考 概算払により交付を受けようとするときは、富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第14条に規定する富里市若者プロジェクト支援補助金概算払交付請求書を市長に提出してください。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

印

富里市若者プロジェクト支援補助事業変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け指令第 号をもって富里市若者プロジェクト支援補助金の交付の決定を受けた補助事業を変更・中止（廃止）したいので、富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 補助対象事業の名称	
3 交 付 決 定 額	円
4 既 交 付 済 額	円
5 補助金等交付申請額 の変更	<input type="checkbox"/> あり (変更後の補助金等交付申請額 円) <input type="checkbox"/> なし
6 変更又は中止（廃止） の理由	
7 変更又は中止（廃止） の年月日	年 月 日
8 添 付 書 類	

指令第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

富里市長



富里市若者プロジェクト支援補助事業変更・中止（廃止）承認（不承認）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市若者プロジェクト支援補助事業
変更・中止（廃止）については下記のとおり決定しましたので、富里市若者プロジ
ェクト支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

記

1 承認

変更前の交付決定金額 円

変更後の交付決定金額 円

変更内容：

変更・中止（廃止）後の概算払による交付額

交付時期	既交付済額	月	月	月	月
交付金額	円	円	円	円	円

※ 概算払により交付を受けようとするときは、富里市若者プロジェクト支援補助
金交付要綱第14条に規定する富里市若者プロジェクト支援補助金概算払請求
書を市長に提出してください。

2 不承認

理由

年 月 日

富里市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

㊟

富里市若者プロジェクト支援補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定を受けた富里市若者プロジェクト支援補助金に係る補助事業が完了したので、富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補 助 年 度	
2 補助対象事業の名称	
3 補助対象事業の実施 期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
4 補助金の交付決定額	円
5 補助対象事業等の成果	
6 添 付 書 類 (添付する書類の□欄をチェック(☑)してください。)	<input type="checkbox"/> 事業実績書（別紙1） <input type="checkbox"/> 収支決算書（別紙2） <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 実施状況が分かる成果物等 （写真、報告書、チラシ、掲載記事、アンケート等） <input type="checkbox"/> その他

(別紙1)

事業実績書

事業の名称	
事業の目的 ※別紙添付可	
事業の概要	
事業の実施状況 ※別紙添付可	
備 考	

(別紙2)

収 支 決 算 書

収入の部

(単位：円)

項目	金額	内容・積算
合 計		

支出の部

(単位：円)

項目	金 額		補助充当内容・積算
	決算	うち補助 対象外経費	
合 計			

第6号様式（第12条関係）

達第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

富里市長



富里市若者プロジェクト支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった富里市若者プロジェクト支援補助金実績報告書について、富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 交付決定年月日	年 月 日
2 補助年度	年度
3 補助対象事業の名称	
4 補助金の交付決定額	円
5 補助金の交付確定額	円

年 月 日

富里市長

様

住 所

団 体 名

代表者氏名

ⓐ

富里市若者プロジェクト支援補助金交付請求書

富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	
補 助 対 象 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 額 ①	
既 交 付 済 額 ②	年 月 日 円
	年 月 日 円
	年 月 日 円
	計 円
交 付 請 求 額 ① - ②	円

注1 既交付済額②には、概算払を行った場合、交付年月日及び交付金額を記入すること。

2 この様式には、富里市若者プロジェクト支援補助金交付額確定通知書の写しを添付すること。

【補助金の振込先】

金 融 機 関 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ)	
口 座 名 義 人	

年 月 日

富里市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

富里市若者プロジェクト支援補助金概算払交付請求書

年 月 日付け指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業について、概算払を受けたいので、富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

補助対象事業の名称	
補助金等交付決定額 ①	円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日 円
	年 月 日 円
	年 月 日 円
	計 円
今 回 請 求 額 ③	円
補助金等交付決定額との差額 ①－②－③	円

注 既交付済額には、既に概算払を行っている場合、その交付年月日及び交付金額を記入してください。

【補助金等の振込先】

金 融 機 関 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義 人	

達第 号
年 月 日

富里市若者プロジェクト支援補助金交付決定取消通知書

団体名

代表者氏名

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号により通知した富里市若者プロジェクト支援補助金交付決定額の全部（一部）を次のとおり取り消したので、富里市若者プロジェクト支援補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消後の交付額 | 金 | 円 |
| 4 | 取消理由 | | |